

# 構造計算適合性判定要否チェックシート

棟名:( )  
 該当するところに、印を記入して下さい

棟)

		構造設計者 記入欄	建築主事 記入欄
1.法第20条第一号の構造計算で大臣認定によるもの			
2-1.法第20条第二号イの構造計算のうち令第81条第2項第一号ロ(限界耐力計算等)によるもの			
2-2.法第20条第二号イの構造計算のうち上記以外のもの			
【木造】a	・高さ 13m超		
	・軒高 9m超		
【S造】b	・階数 4以上(地階を除く)		
	・3階建以下(地階を除く)	・高さ 13m超	
		・軒高 9m超	
		・高さ13m以下かつ軒高9m以下	・告示593第1イに該当しない ・告示593第1ロに該当しない ・告示593第1ハに該当しない
【RC造又はSRC造】c	・高さ 20m超		
	・左記構造を併用する建築物で高さ 20m超		
	・告示593第2イに該当しない		
	・告示593第2ロに該当しない		
【組構造又は補強CB造】d	・階数 4以上(地階を除く)		
【複数の構造を併用する建築物】e 1	・階数 4以上(地階を除く)		
	・高さ 13m超		
	・軒高 9m超		
	・告示593第3イからホのいずれかに該当しない(対象項目: )		
	・木造とRC造の構造を併用する建築物で告示593第4イからトのいずれかに該当しない(対象項目: )		
【特殊な構造を有する建築物】f	・告示593第5に該当		
	・告示593第6に該当		
	・告示593第7に該当		
	・告示593第8に該当		
【その他】g	・上記 a から e に示す建築物以外の建築物		
3-1.法第20条第三号イの構造計算で新大臣認定のプログラムを使用したもの			
3-2.法第20条第三号イの構造計算のうち上記以外のもの			
上記 a から f に示す建築物を除く			
【木造】h	・階数 3以上		
	・延べ面積 500㎡超		
【木造以外の建築物】i	・階数 2以上		
	・延べ面積 200㎡超		
	・主要構造部が石造等の建築物 2	・高さ 13m超 ・軒高 9m超	
【その他】j	・上記 h から i に示す建築物以外の建築物		
4.法第20条第四号イの構造方法によるもの			
【全ての建築物】	・上記 a から f 及び h から i に示す建築物以外の建築物		

注)表中、S造は鉄骨造、RC造は鉄筋コンクリート造、SRC造は鉄骨鉄筋コンクリート造、補強CB造は補強コンクリートブロック造を指す。  
 1:木造、組構造、補強CB造若しくはS造のうち2以上の構造とRC造若しくはSRC造とを併用する建築物  
 2:主要構造部(床、屋根及び階段を除く。)を石造、れんが造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造その他これらに類する構造とした建築物

構造計算プログラム概要		構造設計者 記入欄	建築主事 記入欄
新大臣認定プログラム (プログラム名: )	(Ver. ) 3		
データ提出の有無	有 無		
旧大臣認定プログラム (プログラム名: )	(Ver. )		
手計算			

構造計算適合性判定(要否) 特定行政庁記入欄			
.....	判定不要		
.....	判定必要	(再計算 ピアチェック)	(指定構造計算適合性判定機関へ依頼)
.....	判定必要	(再計算 ピアチェック)	(長崎県知事へ依頼) 3
.....	判定不要		
.....	判定不要		

3:長崎県知事が所有していない新認定プログラムによる「再計算」判定は、長崎県が指定した指定構造計算適合性判定機関へ依頼することになります。

確認・構造計算適合性判定手数料 特定行政庁記入欄			
・確認(敷地単位)	延べ面積	㎡	円
・適判(棟単位)	床面積(棟)	㎡	円
	床面積(棟)	㎡	円
	床面積(棟)	㎡	円
合計額			円